

## ヒアリング後、議論となる事項についての整理

### 議論となりうる事項

#### ① 国と地方の役割について

- ・ 国は、昨年の緊急整備に際し示した、自治体の判断でユニット型以外の整備もありえるとの表現を不適切と認め、個室ユニット型の整備が基本方針であることを明確にすべきとの意見
- ・ 地方が地域の実情に合わせて、柔軟に定められるようにしたうえで、新設の一部ユニット型特養のユニット部分についてもユニット型の介護報酬を適用してほしい。

#### ② 一部ユニット型施設の取扱いについて

- ・ 平成15年4月2日以降に新設された合築施設については、一部ユニット型施設に該当しないことについて、基準省令上では記載がなされておらず、解釈通知によっていること。
- ・ 解釈通知は自治事務に対する技術的助言であり、指定を妨げるものではないという意見
- ・ 平成15年4月1日を境にして、施設の取扱いが異なり、それに伴い、同じ介護サービスが提供されていても介護報酬が異なることに対する議論
- ・ 国の解釈に従っている自治体と従っていない自治体で介護報酬が異なることに対する議論
- ・ 一部ユニットを廃止し、ユニット型と従来型を別施設として指定すべきとの議論（同一施設内でケアが混在することが問題との意見）
- ・ 特別養護老人ホームと老人保健施設の性格は異なる。一部ユニット型施設の取扱いについても異なるという意見、同じにすべきとの意見

#### ③ ケアの在り方について

- ・ 重度者優先入所で、介護度4～5度の方しか入所できず、終末ケア、看取りケアを要請されている特養の現状では、ユニット方式は、現場実態からかけ離れているとの意見
- ・ 入所希望者から多床室のニーズがあるという意見、それは負担の重さの問題と関係しているとの意見がある

#### ④ 低所得者の方への対応をどうするか

- ・ 補足給付、家賃補助、生活保護等についての議論

#### ⑤ ユニット型施設の推進のための方策

- ・ 負担軽減策、用地確保、ユニットの定員をゆるやかにすべき、等の議論

○ これまで指定されている一部ユニット型施設の問題、介護報酬についてどのように考えるべきか。

○ 今後、一部ユニット型施設の取扱いについてどのようにすべきか。